〔［略］〕

(1)　Ⅰの地域からの距離に係る点数

次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（当該数が負数となるときは、当該数を零とする。）

Aの区分	算式
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

算定の過程に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（B × 10 － 200）、（B × 10 － 400）、（B × 10 － 250）又は（B × 10 － 500）が負数となるときはそれぞれ0とし、（B × 10 － 200）が200を超えるときは（B × 10 － 200）を200とし、（B × 10 － 250）が250を超えるときは（B × 10 － 250）を250とする。

算式の符号

A　Ⅰの地域の点数

B　市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とⅠの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から1キロメートル（当該実距離が1キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を実距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びⅠの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路区間の実距離からそれぞれ0.5キロメートル（当該実距離が0.5キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路区間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に0.1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

〔［同上］〕

(1)　Ⅰの地域からの距離に係る点数

次の表のAの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によって算定した数（当該数が負数となるときは、当該数を零とする。）

Aの区分	算式
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］

算定の過程に整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（B × 10 － 200）、（B × 10 － 400）、（B × 10 － 250）又は（B × 10 － 500）が負数となるときはそれぞれ0とし、（B × 10 － 200）が200を超えるときは（B × 10 － 200）を200とし、（B × 10 － 250）が250を超えるときは（B × 10 － 250）を250とする。

算式の符号

A　Ⅰの地域の点数

B　市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成24年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とⅠの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から1キロメートル（当該実距離が1キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を実距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びⅠの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路区間の実距離からそれぞれ0.5キロメートル（当該実距離が0.5キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路区間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に0.1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）